

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十年四月一日

教育委員会規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第四号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

- 第一条第一項第一号を次のように改める。
- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 第一条第三号を次のように改める。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 第一条第十一号を次のように改める。
- 十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 第二条第一項第二十号中「施設の六日以内の使用許可」を「使用許可及び使用許可の取消しに関すること」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第十九号を第二十号とし、第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。
- 十二 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

目次

教育委員会規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課) 一

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則 (同) 二

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令 (同) 二

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令 (同) 三

教育委員会教育長訓令甲

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 三

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (同) 四

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 四

第四条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第一条第一項第十一号中法令の改正に伴うもの、市町村合併に伴うものその他の軽易な内容のものに関する事。

2 教育長は、前項第二号の事務を補助機関に専決させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育研修課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 教育関係資料の収集に関する事。

第三条の表学校支援課の項第十二号中「振興」を「指導」に改め、同項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 事務局に義務教育総括監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 義務教育総括監は、上司の命を受け、義務教育に関する関係課の事務を処理し、又は教育長が特に命じた重要施策に係る事務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第六号

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第三項中「学芸課」を「学芸部」に改める。

第二条の四第一項の表サービスクの項第三号中「先人コーナー」を「企画展示室」に改め、同表世界分布図センター室の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第三項中「及び課」を削り、同項の表中「学芸課」を「学芸部」に改める。

第四条の二中「図書館」の下に「博物館」を加える。

第九条第二号の表に次のように加える。

図書整理員	上司の命を受け、図書の貸出・返却、分類・整理等の補助業務に従事する。
-------	------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第二号

事務局 一般
各教育機関

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「総合教育センター長等」を「義務教育総括監等」に改め、「事務局組織規則」の下に「第七条の二第一項に規定する義務教育総括監」を加える。

第十一条の二第二項第二号中「総合教育センター長等」を「義務教育総括監等」に改める。

第十三条第一項中「総合教育センター長等名」を「義務教育総括監等名」に改める。
第十六条第一項第二号中「総合教育センター長等」を「義務教育総括監等」に改める。

別表岐阜希望が丘特別支援学校の項の次に次のように加える。

岐阜	本	単	特	別	支	援	学	校	岐	本	特
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

別表大垣特別支援学校の項の次に次のように加える。

海	津	特	別	支	援	学	校	海	特
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会訓令甲第三号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程（平成九年岐阜県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号イ中「管理監及び課長補佐以下の職員」を「課長相当職以下の職員（服務管理者であるものを除く）」に改め、同号口中「服務管理者」の下に「義務教育総括監」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般
各教育機関

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限の委任に関する規程（昭和三十七年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

第二条第十一号を次のように改める。

十一 教育財産の使用許可（重要なものを除く。）又は使用許可の取消しに関すること。

別表教育事務所長の項中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、同表県立学校の校長の項第一号を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第二号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この訓令は」の下に「教育委員会」を加える。

第二条第二号中「それぞれ」を「教育委員会」に改め、「常時」の下に「教育委員会」を加え、同条第七号中「総合教育センター長等」を「義務教育総括監等」に改め、「事務局組織規則」の下に「第七条の二第一項に規定する義務教育総括監」を加える。

第五条（見出しを含む。）中「総合教育センター長等」を「義務教育総括監等」に改める。

第七条の二の次に次の二条を加える。

（教育事務所長の専決事項）

第七条の三 教育事務所長が専決できる事項は、別表第三に定めるとおりとする。

（県立学校長の専決事項）

第七条の四 県立学校長が専決できる事項は、別表第四に定めるとおりとする。

第十条第一項中「総合教育センター長等」を「義務教育総括監等」に改める。

第十八条第一項の表岐阜県博物館及び岐阜県現代陶芸美術館の項中「岐阜県博物館及び」を削り、同表岐阜県図書館及び岐阜県美術館の項中「岐阜県図書館」の下に「岐阜県博物館」を加える。

別表第一二の項に次の一号を加える。

3 臨時的任用職員及び非常勤の職員の任免
別表第一中九の項を十の項とし、八の項の次に次の一項を加える。

九 教育財産に関する事務
1 教育財産の使用許可（重要なものを除く。）又は使用許可の取消し

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三（第七条の三関係）

一 職員の任免等に関する事務	1 県費負担教職員のうち臨時的任用職員の任免
	2 非常勤講師の任免
	3 県費負担教職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認

別表第四（第七条の四関係）

一 職員の任免等に関する事務	1 非常勤講師の任免
----------------	------------

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第三号

事務局一般
各教育機関

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程（平成十二年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

本則中 「第一順位 小山徹教育委員会事務局教育次長」を「第一順位 鹿野孝紀教育委員会事務局教育次長」
「第二順位 近藤登教育委員会事務局教育次長」を「第二順位 藤井清敏教育委員会事務局教育次長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社